

# 新日明工場整備運営事業

## 特定事業の選定

令和元年 8 月

北九州市



北九州市（以下「市」という。）は、新日明工場整備運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）」第7条の規定により、新日明工場整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定に係る評価結果を公表する。

## 1. 事業の概要

### （1）事業名

新日明工場整備運営事業

### （2）本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 名 称 | 新日明工場整備運営事業       |
| 種 類 | 一般廃棄物処理施設（焼却処理施設） |

### （3）公共施設等の管理者

北九州市長 北橋 健治

### （4）事業目的

本事業は、搬入される処理対象物を安全、安心、安定、継続的に処理することを前提に、周辺環境に配慮し、廃棄物の有効利用とともに災害時に機能しかつ経済性に優れ、循環型社会に寄与する施設を整備及び運営を行うことを目的とする。

### （5）事業概要

本事業は、本市から排出される一般廃棄物及び本市の指定する産業廃棄物のうち、焼却可能な廃棄物を合理的、経済的かつ衛生的に焼却処理するために現在稼働中の日明工場敷地内に確保している事業用地に本施設の整備を行い、30年間以上の安定稼働を目標として、20年間の運営管理を行うものである。

本事業にあたっての基本理念は以下のとおりとし、市民に開かれ、地域から信頼された親しみの持たれる施設づくりを目指すものとする。

#### ■ごみの適正処理ができる施設

- ・長期的に安全で安定的な稼働
- ・経済性に優れた施設
- ・周辺都市を含めた安定処理

#### ■環境にやさしい施設

- ・公害防止技術等による環境負荷低減
- ・ごみ発電等によるエネルギー回収の徹底
- ・省エネ化

■災害に強い施設

- ・災害時でも自立運転が可能
- ・大量に発生する災害ごみへの対応
- ・エネルギー供給拠点や災害支援拠点

(6) 本事業対象施設の概要

| 項目           | 概要                                                                                                                                              |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業実施場所       | 北九州市小倉北区西港町 96 番 2 号                                                                                                                            |
| 民間事業者の業務及び期間 | 設計・建設業務：契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで<br>運営・維持管理業務：令和 7 年 4 月 1 日から令和 27 年 3 月 31 日まで                                                                |
| 主要な施設        | ア 配置施設<br>・ごみ処理棟、管理棟、計量棟及び計量機、洗車場<br>イ 付属施設<br>・構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等                                                                 |
| 処理方式         | ストーカ式焼却方式                                                                                                                                       |
| 処理対象物        | 次に示す焼却対象ごみから、搬入禁止物を除いたもの。<br>①一般廃棄物（家庭系、事業系、他都市）<br>②併せ産廃（平成 10 年北九州市告示第 183 号）<br>③その他（景観作業ごみ、臨時資源、不法投棄、汚泥、道路清掃、河川清掃）                          |
| 供用開始         | 令和 7 年 4 月 1 日                                                                                                                                  |
| 施設規模         | 焼却設備：508 t/日（254 t/日×2 炉、24 時間稼働）<br>前処理設備：23 t/5 h（前処理設備は処理対象ごみのうち、大型のもの（2,000mm×1,800mm 程度で剪定枝等の草木類を含む）を細かくし、ごみ質を均一化し、安定燃焼を容易にすることを主目的に設置する。） |
| エネルギー回収率     | 21.5%以上とする                                                                                                                                      |
| その他          | 必要な場合、用地造成設計・工事を実施すること。                                                                                                                         |

(7) 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、次の 1) 及び 2) に掲げるものとし、各業務の詳細については、入札公告時に示す。

1) 本施設の設計・建設に関する業務

【本施設の設計に関する業務】

- ① 本施設の設計
- ② 設計・建設に必要な資金の調達（市は、資金調達先の金融機関と直接協定を締結する。）
- ③ 市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ④ 市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ⑤ 一般廃棄物処理施設設置に係る手続き

⑥ 市が申請主となるその他許認可申請支援

【本施設の建設に関する業務】

- ① 本施設の建設（日明かんびん資源化センター、日明粗大ごみ資源化センター等の解体含む。）
- ② 上記の工事監理
- ③ 建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等
- ④ 市への引継業務等の近隣初動対応

2) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務（受付管理、余剰電力の売却等を含む。）
- ② 維持管理業務
- ③ 環境管理業務
- ④ 情報管理業務
- ⑤ 防災管理業務（災害時対応含む。）
- ⑥ その他関連業務（市への引継業務等の近隣初動対応、見学者対応等を含む。）

**(8) 事業方式**

本件事業は、本件施設の設計・建設・資金調達及び運営に係る業務を、民間事業者が一括して行うBTO（Build：建設、Transfer：所有権の移転、Operate：運営）方式により実施する。民間事業者は、本件施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本件施設竣工時にその所有権を本市に引き渡すこと。

**(9) 事業期間**

事業期間は次のとおりである。

1) 設計・建設業務期間

本施設の設計・建設業務：契約締結日（令和2年9月）から令和7年3月31日まで

2) 運営・維持管理期間

本施設の運営・維持管理業務：令和7年4月1日から令和27年3月31日まで

**(10) 民間事業者への支払**

本事業における民間事業者への支払は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う。市が国から交付を受ける循環型社会形成推進交付金相当額及び起債により調達した額については、本施設の整備出来高に応じて整備事業年度毎に支払い、それ以外の部分については、運営期間中にわたり分割して支払う。

## 2) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

## 2. 市が自ら事業を実施する場合とPFI事業により実施する場合の評価

### (1) 評価方法

本事業をPFI法に基づき、PFI事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じて市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とし、次のとおり評価を行った。

- ① 定量的評価（事業期間全体における市の財政負担額の評価）
- ② 定性的評価（民間事業者に移転されるリスクの評価及び公共サービス等の水準の評価）
- ③ 上記による総合的評価

なお、市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### (2) 定量的評価

#### 1) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が自ら実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定にあたり、設定した主な前提条件は次のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

| 項目         |      | 市が自ら実施する場合                                       | P F I 事業として実施する場合                                                |
|------------|------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 財政負担額の主な内訳 |      | ①建設費<br>②運営費<br>③起債金利<br>④施工監理費<br>⑤発注支援費用       | ①建設費<br>②運営費<br>③起債金利<br>④施工監理費<br>⑤S P C 経費<br>⑥発注支援費用<br>⑦公租公課 |
| 共通の条件      |      | ①事業期間：建設期間約4年6ヶ月、運営期間20年間<br>②年間計画処理量：136,613t/年 |                                                                  |
| 資金調達に関する事項 | 交付金  | 「循環型社会形成推進交付金要綱」に基づき設定                           | 同左                                                               |
|            | 起債   | 設計・建設費から交付金を除き所定の充当率により設定                        | 同左                                                               |
|            | 民間資金 | —                                                | 資本金及び金融機関からの借入金で構成されるとして設定                                       |
|            | 一般財源 | 設計・建設費から交付金、起債を除き設定                              | 設計・建設費から交付金、起債、民間資金を除き設定                                         |
| 各種費用の設定    |      | プラントメーカーに対する見積徴収の結果を精査して設定                       | 同左                                                               |
| 割引率        |      | 1.5%                                             |                                                                  |
| 物価上昇率      |      | 0%                                               |                                                                  |

## 2) 評価結果

以上の前提条件により、本事業を市が直接実施する場合とP F I 事業として実施する場合の事業期間を通じての財政負担額を算出し、現在価値に換算した上で比較した。その結果、P F I 事業として実施する場合の方が4.9%程度財政負担の削減を見込むことができる。

| 項目                         | 値    |
|----------------------------|------|
| 市が自ら実施する場合（現在価値ベース）        | 100  |
| P F I 事業として実施する場合（現在価値ベース） | 95.1 |
| V F M                      | 4.9% |



### **(3) 定性的評価**

本事業をPFI事業により実施する場合、上記のような定量的評価に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

#### **1) リスク分担の明確化による費用負担の抑制**

計画段階であらかじめ事業全体を見通して「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」の考え方に基づいて、リスク分担を明確にすることにより、事業全体のリスク管理を効果的かつ効率的に行うことが可能となり、過度な費用負担を抑制することができる。

#### **2) 設計・施工及び運営維持管理の一括実施による民間ノウハウの活用**

本事業では、事業者が本施設の設計・施工及び運営維持管理を一括して実施することにより、各業務間で相互に民間ノウハウが活用され、効率的・効果的な事業実施が可能となる。

#### **3) 長期包括的施設運営による運営内容の向上**

運営管理に加えて物品・用役調達及び点検・補修等を包括的にかつ長期間にわたって実施することにより、運営・維持管理期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営内容の向上が期待できる。

#### **4) 財政支出の平準化**

施設整備段階における財源に関しては、本市が本事業を自ら実施する場合は、交付金と起債及び一般財源から構成されているが、PFI事業により実施する場合、それらの一部を民間金融機関からの借入等で対応でき、本市の財政支出の平準化が期待できる。

### **(4) 総合評価**

本事業をPFI事業（BTO方式）により実施することにより、市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、4.9%程度の縮減を期待することができるとともに、効果的かつ効率的なリスク管理及び公共サービス等の水準の向上を期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に基づく特定事業として選定する。

